

新潟市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市地方就職学生支援金（以下「地方就職支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この地方就職支援金は、若者の地方移住に対する支援を強化するため、卒業時に地方へのUIJターンを促進することを目的とし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学卒業後に、本市に移住・就職する学生を対象に本支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において交通費の一部を申請者に対し交付する。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新潟県移住・就業支援事業 新潟県移住・就業支援事業及び新潟県起業支援事業実施要領（以下「県要領」という。）第1で規定する新潟県移住・就業支援事業（以下「移住・就業支援事業」という。）をいう。
- (2) 移住支援事業 県要領第4の1（1）で規定する移住支援事業をいう。

(地方就職支援金申請者の要件)

第4条 地方就職支援金を申請できる者は、申請時において第1号、第2号及び第3号の要件を満たす者とする。

- (1) 次条の要件
- (2) 第6条の要件
- (3) 第7条の要件

2 申請時において、第8条の方法により、就職活動等に係る経費（交通費）について、10,000円を上限として、1回に限り、東京までの往復交通費の1/2以内の金額の地方就職支援金を支給する。

また、申請時において、第8条の方法により、移住に係る経費（移転費）について、81,500円を上限として、1回に限り、地方就職支援金を支給する。ただし、卒業年度において、地方就職支援金（就職活動等に係る経費（交通費））の支給を受けた者に限る。

なお、就職活動等を実施した県内企業から交通費の一部について支給を受けた場合にあっては、当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。また、国、県、市町村その他公的支援機関等から同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、その経費を補助対象外とする。

(移住元に関する要件)

第5条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

(2) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

（本市に関する要件）

第6条 第4条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

(1) 新潟市内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、新潟県内に勤務地を有する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

(2) 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

(3) 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

(4) 本市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に第7条の要件を満たす企業等に就職し、新潟市に移住する意思を有していること。

(5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(6) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(7) その他本市及び新潟県が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（就業に関する要件）

第7条 第4条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当するものとする。

(1) 勤務地が新潟県内に所在する企業等に第5条の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連

特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。

(3) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(4) 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。

(5) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、移住に係る経費(移転費)について地方就職支援金を支給する場合は除く。

(6) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(7) 当該地域への勤務地限定型社員としての採用であること。

(地方就職支援金の申請)

第8条 地方就職支援金申請者は、以下の書類を本市に提出する。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書

イ 卒業・修了証明書(卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの)

ウ 申請書(様式1-1、様式1-2)

エ 就職活動等に係る経費(交通費)、移住に係る経費(移転費)の領収書

オ 就業証明書(様式2)

カ 移住元の住所を確認できる資料(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出)、卒業年度の複数月の公共料金領収書等)

キ 振込先の確認出来る預金通帳又はキャッシュカードの写し

(2) 交通費の申請時に必要な書類

ア 在学証明書(卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印(公印)すること。)又は卒業・修了証明書

(3) 移転費の申請時に必要な書類

ア 新潟市の住民票

(地方就職支援金の支給方法)

第9条 第8条の申請が第5条から第7条までに規定する要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書(様式3)を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(地方就職支援金の全額返還)

第10条 地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる移住支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合

(2) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への

就業を行わなかった場合

(3) (在学中に交通費を申請する場合) 申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く)

(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合は除く。)

(5) 地方就職支援金の申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満に本市から転出した場合

(地方就職支援金の半額返還)

第11条 地方就職支援金の支給を受けた者が地方就職支援金の申請日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に本市から転出した場合、地方就職支援金の半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる地方就職支援金受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が新潟県と協議して認めた場合はこの限りではない。

(地方就職支援金の支給・返還に係る情報提供)

第12条 第8条の申請があったときは、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金受給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに新潟県に提供することとする。また、新潟県は、本市から起業支援事業に係る交付決定に関して照会があったときは、速やかに本市に情報提供することとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。